

訪問看護重要事項説明書（精神科訪問看護）

1. 当社の概要

事業所法人名	訪問看護ステーションしらさぎ
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区大字真福寺1465
代表者氏名	大澤 孝至
電話番号	048-797-4348
FAX 番号	048-797-1114
認可年月日/認可番号	令和5年5月1日/

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションしらさぎ
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区大字真福寺1465
電話番号	048-797-4348
事業所番号	659,190.3
管理者名	大熊 遼
事業の目的	事業者の看護師等が、援助が必要な状態であり、主治医が必要と認めた医療処置が必要と認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。
運営方針	(1)事業に実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める (2)訪問看護で看護師等は利用者の成長発達促進、全体的な日常生活の維持回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する (3)事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村とその他の保健・医療・福祉・サービスの提供に努めるものとする

3. 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人 員
管理者	業務全般の管理	1名
サービス担当職員	サービス担当	5名(常勤 3名、非常勤 2名)
内 訳	看護師	3名(常勤 3名、非常勤 1名)
	准看護師	1名(常勤 1名、非常勤 1名)
事 務 員	業務の事務全般	1名(常勤 1名、非常勤 0名)

4. 事業の実施地域 通常の事業の実施地域は、さいたま市（岩槻区、見沼区、緑区）、越谷市、春日部市としています。

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8：30～17：30

6. サービス内容

(1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- 1) 病状、心身の状況の観察
- 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3) 食事及び排せつ等日常生活の世話
- 4) 服薬管理
- 5) 療養生活や介護方法の指導
- 6) カテーテル等の管理
- 7) 生活リズムの確立支援
- 8) 家事能力や社会技能等の獲得支援
- 9) 社会資源活用支援
- 10) 身体合併症の発症や悪化の防止
- 11) その他医師の指示による医療処置

(2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

7 利用者負担金

利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。

毎月、翌20日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払方法は、ゆうちょ銀行からの引き落とし、口座振り込みの2通りの中から御契約の際に選べます。

◆ 訪問看護料金表（医療保険） 別紙参照

後期高齢者対象の方	・ 1割・現役並み所得者方は3割
一般の健康保険等	・ 未就学児は2割、就学児は3割負担（医療保険に加入している方で、こども医療費受給者証をお持ちの方は2割、3割負担も助成され、ご家族の負担もありませんが市町村により、年齢制限に違いがあります） ・ 生活保護世帯に属する方、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費の助成を受けている方は利用料はかかりません。

◆ キャンセルについて

利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

全体窓口（連絡先）（電話番号）：048-797-4348

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。（ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない場合キャンセル料は不要です。）

前日、17時までに御連絡いただいた場合	無料
当日、御連絡いただいた場合	当該基本料金の30%
当日、御連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

◆その他の利用料

利用料	内訳	金額
超過料金	平日90分を超えた場合、30分ごとに加算 (週2回目以降)	2,000円 (実費)
休日料金	営業日以外(予定外)に訪問した場合に加算 (30分毎 2時間まで)	3,000円 (実費)
年末年始料金	年末年始に(予定外)に訪問した場合に加算 (30分毎 2時間まで)	4,000円 (実費)

※ 死後の処置料として、10,000円いただきます。

※ 交通費は片道おおむね10キロ未満で往復400円。片道おおむね10キロ以上で往復800円をいただきます。

※ 日常生活に必要な物品等については実費お支払いいただきます。

※既定のサービス提供時間を超える場合で、医療保険、介護保険の対象とならないサービスが必要と事業所が判断した場合は下記の通り実費を請求させていただきます。

①30分ごと4,000円(8:30-17:30の間)

②30分ごと5,000円(17:30-22:00 6:00-8:30の間)

③30分ごと6,000円(22:00-6:00の間)

8 サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

① 看護師等は、金銭の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

② 看護士等は、健康保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。

③ 看護師などに対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受け致しかねますのでご了承ください。

④ サービス実施のために必要となる備品、電話等の費用は利用者にご負担いただきますのでご了承ください。

⑤ 看護師等が担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用車の有する問題点や解決すべき個人情報を医療従事者等と共有することがありますのでご了承ください。

(2) 利用者やその家族等が、事業所に対して下記の背信行為を行った場合
契約書第7条第1項に基づき契約を終了とする。

- (i) 事業者や職員に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反、または著しく介護サービスを利用する上でのルールを逸脱する行為（別紙）を行ったとき。
- (ii) 利用者、またはその家族等が事業者や職員、或いは他の利用者、その他関係者の身体財産、もしくは信用を傷つける恐れがあるとき。
- (iii) その他、事業所がサービス提供し難いと判断した場合。

9 サービスに関する苦情窓口

当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については相談窓口で承ります。事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

☆ サービス相談窓口☆

1 担当者等

- ・ 苦情解決責任者 山本 恵 電話番号 048-797-4348
- ・ 苦情受付担当者 大熊 遼 電話番号 048-797-4348
- ・ 第三者委員 利根川 仁 電話番号 048-756-0762
- 滝沢 寧和 電話番号 048-522-1854

(受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日)

2 国民健康保険団体連合会

- ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号 048-824-2568

10 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- (3) 当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を見とめられる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。わからない点は大小に関わらず担当看護師か責任者にお尋ねください。

1 1 虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます

- ①虐待防止責任者を選任しています。
- ②苦情解決のための体制を設備しています。
- ③修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

④サービスの提供中に、医療従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる

利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止責任者
大熊 遼

1 2 情報の開示

事業所の概要・サービス内容について、定期的に事業評価を行いお知らせします。

令和 6年 6月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区真福寺1465番地
名称 社会福祉法人 城南会
理事長 大澤 孝至

説明者 所属 訪問看護ステーションしらさぎ
氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住所> 埼玉県さいたま市岩槻区府内2丁目2番1-103

<氏名> _____

身元保証人及び家族代表

<住所> _____

<氏名> _____

関係： _____

署名代理人 (身元保証人及び家族代表と同様であれば記不要)

<氏名> _____

関係： _____

(別紙)

訪問看護ステーションしらせぎの円滑な業務を妨げる行為

- ① 居宅訪問時に執拗に職員を拘束する。
- ② 故意に事業所へキャンセルの連絡をしない。
- ③ 昼夜を問わず、長時間、または何度も事業所へ電話をかける。
- ④ 事前連絡無く事業所へ来訪し長時間職員へ相談を持ち掛ける。
- ⑤ 特定の職員に固執する。
- ⑥ 特段の理由もなく性別によりサービスを拒む。
- ⑦ 著しく常識を逸脱する言動をとる。
- ⑧ 職員が身の危険や不快に感じるほどの言動をとる。
- ⑨ 職員が酒酔いと判断できる状態で介護サービスを受けようとする。
- ⑩ 他の利用者、職員に対して政治、宗教活動を行う。
- ⑪ 連絡が取れない者が緊急連絡先や身元保証人となる。
- ⑫ 事業者の助言や相談の申し入れを理由なく拒否する。
- ⑬ 利用者本人に関係のない援助を強要する。
- ⑭ 施設の感染症対策への協力を拒否する。

その他、施設管理者が円滑な業務を妨げていると判断したとき。